

探した	その方法 ・公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 ・民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 ・労働者派遣機関による派遣就業相談等 ・公的機関等による職業相談等 ・知人の紹介による求人への応募 ・新聞広告による求人への応募 ・就職情報誌による求人への応募 ・インターネットによる求人への応募 ・その他()
探さなかつた	その具体的理由

に、

備考	を
----	---

就職又は自営業の開始(予定)	就職	・公共職業安定所紹介 ・自己就職	就職先事業所
		就職(予定) 月 日	
	自営業	自営業開始(予定) 月 日	

備考

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第543号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（「国土広域情報」修正測量）

2 作業期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

長野県告示第544号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1,000）

2 作業期間

平成26年8月28日から平成27年2月27日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

建設政策課

長野県告示第545号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の一部を次のように改正し、平成27年1月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

第1の表の建設工事の申請の項中

- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

を

- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 (6) 申請の日現在において、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)。

に改め、同表の建設コンサルタント等の業務の申請の項中

- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 (6) 申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)。

に改める。

第3第4号から第14号までを次のとおり改める。

- (4) 国又は長野県による表彰の実績
 (5) 民間資格等を有する技術者数
 (6) 不誠実な行為の有無その他信用状態
 (7) 土木交通省が運用する新技術情報提供システムに係る登録及び長野県が実施する新技術・新工法活用支援事業による評価結果の登録の状況
 (8) 固定資産における「機械器具・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有状況
 (9) ISO認証、エコアクション21認証及び地域版環境プログラム認証の取得状況
 (10) 産業廃棄物減量化・適正処理実践協定又は長野県産業廃棄物3R実践協定の締結状況
 (11) 労働環境の状況
 (12) 企業合併の状況
 (13) 地域貢献の状況
 (14) 労働福祉の状況

第5第1項第7号中「(平成23年長野県条例第21号)」を削り、同

項第9号から第17号までを次のように改める。

- (9) 総合評定値通知書で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又は当該加入義務がないことを確認できない場合においては、加入していることを確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類
 (10) 建設工事の資格審査基準日直前の4年間における国又は長野県による表彰状の写し
 (11) 民間資格等の資格者証等の写し
 (12) 土木交通省が運用する新技術情報提供システムに係る登録及び長野県が実施する新技術・新工法活用支援事業による評価結果の登録の状況が確認できる書類
 (13) 土木建設機械等のリース契約書、リース料残高を証する調書及びパンフレット等のリース物件が確認できるもの
 (14) ISO9000、ISO14000、エコアクション21又は地域版環境プログラム認証の写し
 (15) 産業廃棄物減量化・適正処理実践協定書又は長野県産業廃棄物3R実践協定の写し
 (16) 建設工事の資格審査基準日の直前4年間において雇用した社員のうち新規学卒者であったものの卒業証書の写し
 (17) 建設工事の審査基準日直前4年間において雇用した新規学卒者のうち申請日において技術者として雇用しているものを確認できる書類
 第5第1項第22号から第26号までを次のように改める。
 (22) 社員の子育て応援宣言登録証の写し
 (23) 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条に規定する労働災害防止団体が発行する活動証明書の写し
 (24) 市町村に提出した個人住民税の特別徴収に係る給与支払報告書等の写し
 (25) 企業合併契約書の写し、合併等以前の履歴事項全部証明書(閉鎖事項全部証明書)及び株主(出資者)調書
 (26) 共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合に限る。)
 第5第1項に次の5号を加える。
 (27) 共同企業体構成員資格調書(共同企業体の場合に限る。)
 (28) 消防団協力事業所表示証の写し
 (29) 長野県消防団協力事業所等知事表彰の写し
 (30) 建設工事の資格審査基準日の属する事業年度の6月1日現在で公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の控えの写し
 (31) 障害者雇用状況調書
 第5第2項第5号中「(平成23年長野県条例第21号)」を削り、同項に次の1号を加える。
 (11) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類

建設政策課技術管理室

長野県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

木祖小学校1、原町、曾根沢-1、曾根沢-2、曾根沢-3、見咲-1、見咲町-2、見咲町-3、見咲町上、木祖小学校2、下河原、見山、サニーヒルきそ、光沢、翁像1、翁像2、山戸、深渡戸、辺見屋敷、寺平、細島1、細島2、白樺平1、白樺平2、白樺原、細島3、柴原1、柴原2、柴原3、柴原4、栃の木1、栃の木2、蒲沼1、蒲沼2、蒲沼3、花の木、細越、宮の森、塩沢1、塩沢2、末広町、門前、松原1、松原2、向吉田1、向吉田2及び下村

2 指定の区域

木曾郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

ゴウカケ、大又1号、大又2号-1、大又2号-2、大又3号-1、大又3号-2、クンザ、東1、下条、東2、上島1、上島2、上島3、田島、上島4、小川1、小川2、幕島、小川3、九蔵1、九蔵2、九蔵3、九蔵4、九蔵5、野口、瀬戸、池の越、滝越1、滝越2、滝越3、滝越4、淀地及び二子持

2 指定の区域

木曾郡王滝村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第548号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

木祖小学校1、原町、曾根沢-1、曾根沢-2、曾根沢-3、見咲町-2、見咲町-3、見咲町上、木祖小学校2、下河原、見山、光沢、翁像1、翁像2、山戸、深渡戸、辺見屋敷、寺平、細島1、細島2、白樺平1、白樺平2、白樺原、細島3、柴原1、柴原2、柴原3、柴原4、栃の木1、栃の木2、蒲沼1、蒲沼2、蒲沼3、花の木、細越、宮の森、塩沢2、末広町、門前、松原1、松原2、向吉田1、向吉田2及び下村

2 指定の区域

木曾郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第549号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大又1号、大又2号-1、大又2号-2、大又3号-1、大又3号-2、クンザ、東1、下条、東2、上島2、上島3、田島、上島4、幕島、小川3、九蔵1、九蔵2、九蔵3、九蔵4、九蔵5、野口、瀬戸、池の越、滝越1、滝越2、滝越3、滝越4及び淀地

2 指定の区域

木曾郡王滝村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第550号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

仏沢、野中沢、宮沢、杣沢、栗谷沢、唐沢1、永沢、奥峰沢、

子ぎ沢、スミヤクボ、柳久保、川戸洞、十王沢、松沢、石木沢、権沢、寺の沢、光沢、大沢、八幡沢、翁像沢、南沢、万束沢、初沢、小沢、床並沢、水木沢、笛川、薄林沢、かると沢、斧の沢、崩沢、ウルシ沢、漆沢、明神沢、神明沢、大柳沢-1、大柳沢-2、寺沢、唐沢・かぎ沢、唐沢2、坂の下沢、青木沢、葛沢、蘭戸沢、富根沢、薮沢、犀勝沢、悪沢及び大笛沢

木曾郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第553号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

井戸沢、樽ヶ沢、平沢、寺沢、カン沢、瀬戸沢-1、瀬戸沢-2、千沢、鈴ヶ沢支6、倉沢、鈴ヶ沢、鈴ヶ沢支0、鈴ヶ沢支2、鈴ヶ沢支3、鈴ヶ沢支4、川戸洞沢、鈴ヶ沢支5、溝口川、奥名沢1、大又沢、大又川小股川、清滝川、神沢及び鞍馬沢

2 指定の区域

木曾郡王滝村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第551号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

井戸沢、樽ヶ沢、崩沢、平沢、寺沢、カン沢、瀬戸沢-1、瀬戸沢-2、千沢、鈴ヶ沢支6、倉沢、鈴ヶ沢、鈴ヶ沢支0、鈴ヶ沢支2、鈴ヶ沢支3、鈴ヶ沢支4、川戸洞沢、鈴ヶ沢支5、溝口川、奥名沢1、大又沢、大又川小股川、清滝川、神沢及び鞍馬沢

2 指定の区域

木曾郡王滝村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第552号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

仏沢、野中沢、宮沢、杣沢、栗谷沢、唐沢1、永沢、奥峰沢、子ぎ沢、スミヤクボ、柳久保、川戸洞、十王沢、松沢、石木沢、権沢、光沢、大沢、翁像沢、南沢、万束沢、初沢、小沢、水木沢、薄林沢、かると沢、斧の沢、ウルシ沢、漆沢、明神沢、神明沢、大柳沢-1、大柳沢-2、寺沢、唐沢・かぎ沢、唐沢2、坂の下沢、青木沢、葛沢、蘭戸沢、富根沢、犀勝沢、悪沢及び大笛沢

2 指定の区域

木曾郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

長野県千曲建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年10月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年9月29日

長野県千曲建設事務所長 萩野厚

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上田線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで	旧	m 7.9~11.2	km 0.1000
同上	新	m 7.9~14.8	km 0.1690

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年10月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年9月29日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 長野上田線

2 供用を開始する区間

千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から

千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年10月1日

道路管理課

長野県計量検定所告示第3号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成26年9月29日

長野県計量検定所長 近藤友巳

区域	期日		場所
	月日	時間	
飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、須坂市、伊那市（高遠及び長谷地区を除く）、中野市（豊田地区を除く）、大町市、茅野市、佐久市（臼田地区を除く）、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、東御市のうち北御牧地区、北佐久郡、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡、埴科郡、上水内郡	11月11日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐久市跡部65番地1 長野県佐久合同庁舎内 佐久保健福祉事務所1階測定室
	11月12日 (水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	長野市大字稻葉字八幡田沖2413番地11 長野県南保庁舎内 千曲川流域下水道建設事務所公用車庫
	11月13日 (木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 1階101号会議室
	11月14日 (金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	

ものづくり振興課



公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成26年11月14日（金） 午前10時から正午まで

2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（8,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成26年10月14日（火）から10月29日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、平成26年10月29日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

5 合格発表

平成26年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月29日

長野県大町建設事務所長 竹内敏昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務